

平成26年度第2回ぐんま緑の県民税評価検証委員会議事録

1. 日 時 平成26年11月10日(月) 13:30~15:30
2. 会 場 県庁7階 審議会室
3. 出席者 委 員： 西野委員長ほか7名
県 長： 青木環境森林部長ほか13名
事務局： 林政課職員4名
(別添出席者名簿のとおり)
4. 環境森林部長あいさつ
5. 委員長あいさつ
6. 委員自己紹介(松本委員)
7. 報告事項
 - ・ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業(荒廃した里山・平地林の整備、貴重な自然環境の保護・保全、森林環境教育・普及啓発、森林の公有林化)の採択事業内容について
8. 協議事項
 - ・ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業(独自提案事業)採択事業整理案について
9. 質疑内容 下記のとおり

第2回ぐんま緑の県民税評価検証委員会議事録

(司会：林政課次長)

(*13時30分 司会 開会を宣言する)

(司会)

環境森林部長からあいさつを申し上げる。

(環境森林部長) [あいさつ] (省略)

(司会)

次に、西野委員長からごあいさつをいただく。

(西野委員長) [あいさつ] (省略)

(司会)

7月22日付けで委員が一名変更になっている。松本勉枝委員にごあいさつをいただく。

(松本委員) [あいさつ] (省略)

(司会)

これより議案の審議に移るが、議長は西野委員長にお願いする。

(議長(西野委員長))

本日は、平成26年度の第2回目の会議(評価検証委員会)となる。ぐんま緑の県民基金事業のうち特に市町村提案型事業関連について審議を行っていくのでよろしくお願ひしたい。

本日の議事は、報告事項が2件、協議事項が3件あり、まず報告事項についてお願ひしたい。初めに①の「ぐんま緑の県民基金の進捗状況について」事務局よりお願ひする。

(林政課長)

[資料1、資料2、資料4、資料5により説明]

(緑化推進課長)

[資料6-1~6-3、チラシにより説明]

(試験場長)

[資料7により説明]

(議長)

それでは報告事項②「ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業の採択事業内容について」報告をお願ひする。

(林政課長)

[資料8、参考資料により説明]

(議長)

この委員会の報告事項の中で了承を行うものは、資料8で説明のあった議案である。市町村提案型事業のメニュー事業については、48計画が市町村から上がってきているが、先ほど県(事務局)から説明のあったとおり30の神流町、下仁田町の32~36、37の南牧村の7計画については、当初県が設定していた藪刈りの単価では間に合わないということで、7計画については今の段階ではペンディングとし、それ以外の41計画については承認し、ペンディングにした7計画に関する新たな単価の設定については協議事項で審議するという進め方でよいか。

(各委員)

異議なし。

(田村委員)

資料8の44の東吾妻町の案件について現地を見てきた。獣害対策として竹林を4割ほど伐採する計画とのこと。ここの獣害の原因はサルであり、竹林内にあるカキの木を狙っているのであって、竹林を整備しても解決にならないと思われる。また、カキの木の整備を別にして竹林整備（4割伐竹して粉碎処理を行う）を考えた場合に、はたして本当にこの単価でできるのかが疑問である。

(林政課長)

整備をする竹林の中にカキの木が混在していても、竹林だけでなくカキの木の処分も対象となる。また出てくる獣種についてもサル以外のイノシシなども考えられる。そのためこの事業を実施することで終わりではなく、この事業をきっかけに獣害対策を地域や市町村、県でどのようにすすめるか考えていきたい。

(田村委員)

また、前回承認された高山村の現場も見せてもらった。ここは桜を植えた箇所の刈り払いをする事業だが現段階では全く手を付けている状態でなかった。

工期の問題だとは思いますが、下草が繁茂する7、8月ごろに刈るとこれから刈り払いを実施するのでは係る単価（経費）が全く異なると思う。

(林政課長)

藪を刈り払うのは委員がおっしゃるとおり適切な時期に実施する必要がある。今年度については新たに始まった事業であり、第一回目の評価検証委員会を6月に開催し、その後の補助事務となったため、現場のほうが適期にできなかったことは反省材料である。

平成27年度以降は前年度中に計画を上げていただき、適期の作業ができるように修正していきたい。

(西野委員長)

今年は募集時期が遅れたこともあり、タイミングがずれたものもある。来年度からは前年度中に事業の募集を行うことになる。

それでは、報告事項はこれで終わりにし、本日の協議事項に移る。

まずは、協議事項①の「ぐんま緑の県民金市町村提案型事業【第2次募集】（独自提案事業）の採択整理案について」事務局より説明をお願いしたい。

(林政課長)

[資料9により説明]

(議長)

資料のとおり甘楽町と邑楽町の市町村提案型事業（独自提案事業）の整理案を出してもらった。事業費の試算については決められたもので行われている。よろしいか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

それでは、了承ということで整理する。

(議長)

協議事項②の「荒廃した里山・平地林の整備「困難地整備支援」における補助区分の追加について」事務局より説明をお願いします。

(林政課長)

[資料10-1～10-3により説明]

(議長)

資料10-1のとおり、道路沿いの森林が大雪や台風などの災害により倒れ、電線などを切断、道路を寸断してしまうため、道路沿線の森林を伐採し、そこに新たな森林を造成するもの。資料10-2にもあるように針葉樹等を全伐し、ただ全部伐ってしまうのは「緑の県民税」の趣旨に合わないため、新たに広葉樹等を植栽するものであり県としては、このように考えている。補助率については、従来刈払い・抜き伐りの場合ha当たり50万円を上限としているが、それではとても間に合わない。およそこれまでの3倍くらいの設定をしないと間に合わない。現段階では、県も単価をいくりに設定するかは検討中である。

本日は、各委員に新たな補助区分の追加を行ってよいかをご確認いただきたい。その上で単価については、県から正式な数値が出た段階で各委員の皆様は何らかの方法でお知らせし、その値が妥当かどうか判断をお願いしたい。評価検証委員会を新たに開催するのは大変なので、持ち回り回議になろうかと思う。

この補助区分の追加については、今年2月の大雪では南西部の市町村を中心に大きな被害が出た。この制度を作っているときは2月の大雪は想定していなかった。単価についても里山の竹林や藪の整備を想定した単価であった。今回の提案についてはただ伐るだけでなく、植林を行うことが条件になる。

山村については放置された山林がたくさんあり、このような自然災害は想定される。このような被害を未然に防ぐことも大事なことがある。

委員の皆様はいかがか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

委員の皆様からは承認いただいたと整理する。県の単価が決まったら郵送などで委員に送っていただき、意見があれば県に提出し、県から委員長あてに各委員からの報告をとりまとめたものをいただきたい。複数の意見が出た場合は委員長の責任により調整を行う。

このような手順で進めてよいか。

(各委員)

了承。

(内山委員)

資料10-2のイメージ図を見ると道路沿線となっているが、伐採する幅は基準があるのか。

(林政課長)

特に何メートルという基準はない。基本的には道路に倒れたときに影響のない範囲と考えると樹高幅程度といえる。高い木の場合は30メートル、平均すると20メートルから25メートルといえる。

(内山委員)

伐った後、広葉樹を植えると考えているようだが、木は成長するものであり、徐々に大きくなる。この場合、植栽する樹種に決まりはあるのか。

(林政課長)

樹種については地元の意向を考慮したい。ただし、森林に戻すことが目的なのでツツジのような低木のものは森林とはならない。ある程度高木性の樹種を植えることが前提となる。高木性の樹種を道路際に植栽するとまた同じ状況になるので、どのように植えるか(間隔、密度)は、地域の実状や植える樹種に応じて判断する必要がある。

(内山委員)

極端な考え方もかもしれないが、林業家とすると木を売ってお金にするわけだが、広葉樹の場合価格的にも安く、個人の土地の脇まで道路があった場合、そのような土地は自分の土地であってないようなものである。

(林政課長)

道路敷の場合は、道路管理者が買収できると思うが、道路に隣接した森林の場合は、買収は難しい。そういう面では委員がおっしゃるようにお金にならない土地を管理していかなければならない。また固定資産税も毎年かかってくる。その部分については税では踏み込めない。今後の将来的な課題として、税と森林管理は考えていかなければならない。

(議長)

今、上がっている要望は沿線の森林所有者の了解は得ているのか。

(林政課長)

各地元の市町村が地主(森林所有者)の承諾を得ている。また10年間の転用の禁止を

盛り込んだ協定書も結ぶことになる。

(議長)

内山委員のおっしゃるとおり、自分個人の所有地を災害から守るという公益的な役割に使うわけだから、山林所有者の立場に立ち考える必要はある。

(松本委員)

植栽された木が大きくなり整備が必要になった場合は、所有者が整備を行うのか。

(林政課長)

今回のこの場所を維持管理（植栽、刈払い）するには税の期間中であれば最長5年間は管理という形で税の補助金を利用できる。ただ、その期間を過ぎた場合は、地域による自主的な管理に移行していただくか、場合によっては地主（森林所有者）に管理していただくことになる。

(金子委員代理)

確認になるが、次の評価検証委員会を3月に開催予定だが、さきほどの新しい判断基準を設けた場合は、次の委員会を待たずに適用するのか。

(議長)

今回の案件は3月を待っていると間に合わないのでその前に持ち回りで行いたい。

(議長)

それでは最後の協議事項③「市町村からの要望への対応について」説明をお願いします。

(林政課長)

[資料11 「荒廃した里山・平地林の整備」の①～⑮について説明]

(議長)

説明が15項目あったので、ここで「荒廃した里山・平地林の整備」について委員の皆様から意見を頂きたい。

下線の引いてある4項目については、県としては平成27年度に向けて検討したい内容である。委員の皆様いかがか。

⑦については市町村有林の補助の件については、市町村の財政力との関係については踏まえる必要はあるのではないかと。

②の竹林の整備に関しては、当初は抜き伐りを想定していて、竹林を皆伐し樹種転換を行うことは想定していなかったが、それを検討していきたい。

③「困難地整備支援」の補助単価についても、森林について当初は皆伐・樹種転換は想定していなかったが、それについても検討したい。

④道路沿線については、先ほど説明があったように現在の単価設定は難しい。これも新たに皆伐・樹種転換を考えていきたい。

委員の皆様いかがか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

特に異議がないので了承。4つの項目については次回の評価検証委員会に出していただきたい。

次の説明をお願いします。

(林政課長)

[資料11 「貴重な自然環境の保護・保全」の①～④について説明]

(議長)

説明が4項目あったので、ここで「貴重な自然環境の保護・保全」についての市町村からの要望には現段階では対応しないという事か。委員の皆様いかがか。

(宮地委員)

先ほどの「荒廃した里山・平地林の整備」でもあったが、ここでも事業主体の構成員に対する人件費を認めてほしいとある。補助対象経費にはなじまないとあったが、なぜなじまないか、もう一度説明をお願いしたい。

(林政課長)

人件費は日当を支払うことになる。このことは、ボランティアで整備を実施することや地域で森林を守るという考え方になじまない。

(宮地委員)

実際に伐採にかかる業者への経費はかかるものだと思うが。

(林政課長)

業者に発注する場合は、人件費を積み上げ発注することになる。

(宮地委員)

「貴重な自然環境の保護・保全」活動の場合は、人件費は認めないということか。

(林政課長)

[資料3、資料11により説明]

「荒廃した里山・平地林の整備」を例にとると、区分の「整備」と「管理」については、

地元の方々、例えばNPO法人の構成員に対する人件費はなじまないが、これらの団体が業者に発注する場合は、委託という形で人件費を含めて実施することができる。

地域の方々が整備を実施した場合の自分たちの日当は認めていない。外部に委託する場合は人件費を認めるという形になっている。

(宮地委員)

作業はだれが行う場合でも労力はかかるものである。この労力に対する報酬は通常どこでも発生するもので、ただボランティアという名のものに人件費が認められないのは理解できない。地域やNPO法人が自発的に動いた場合についても人は動くわけだから、そのような場合の助成は、最低賃金という話とは別にしても、ある程度の配慮があってもよいのではないか。

(林政課長)

宮地委員のような意見もあると思うので、皆様の意見も聞きたい。

(議長)

税事業を議論する中で、ぐんま緑の県民税の性格として県民参加型でやろうという議論であった。たとえば地域の藪をきれいにしようとなった場合、藪を取り払うには県が補助するので地域のみなさんでやっていただく。その時に人件費までみると相当経費がかかるので、導入時に県民の方からいくらもらうのかと、どのくらいの事業ができるのかをセットで議論してきた。そのような中で最大限やっているのが現段階の内容となっている。

ただ宮地委員がおっしゃるように人件費などについても検討していく必要がある。

(環境森林部長)

先ほど議長にも説明いただいたが、まさにこの税の目指すところは、特に里山・平地林については、みんなの里山をみんなで守っていこうとうことで、基本的には地域の力で地域を守っていく仕組みを作っていくという理念があり、お金の切れ目が縁の切れ目ではなく整備が終わった後は地域でそれをずっと守っていく、そのような文化を創って未来永劫根付かせていく理念が基本になる。

最初の整備はプロに頼まなくてはならないものもあるので人件費も含んでいる。整備が終わった後の毎年の「管理」はなるべく地域の人たちにボランティアで汗を流してもらって未来永劫、里山を管理していつてもらいたいという基本理念がある。従って、人件費をみていくといつまでももらうということになり、お金がなくなった時にパタッと終わってしまい文化が根付いていかない。理想を群馬県に根付かせていきたい。要望が出ているが検討して工夫していきたい。

(田村委員)

1次で承認した高山村のネコヤナギの会はどんな団体か。

(事務局)

地元の森林所有者等の有志による団体で、サクラを植栽した箇所の管理を行っている。

(田村委員)

事業体ではないボランティア団体でも予算を組むのか。

(事務局)

ボランティア団体等が作業をする場合、構成員の人件費は補助対象にはならないが、整備に係る作業の対象経費として予算となっている。

(高橋委員)

人件費を含まず126万なのか。

(事務局)

人件費は含んでいない。

(田村委員)

刈り払いの何に126万円かかるのか。

(事務局)

作業経費の上限額として設定してある「資料3」の細区分の「整備」にある森林ha当たり28万円に事業対象面積をかけた金額が126万円となる。

(林政課長)

「資料3」の補助対象経費の項目にある内訳で積み上げて上限28万円の範囲内で補助する。実績報告が上がってきたら中身をチェックする。作業状況によって実際の金額は変わってくる。作業に出ても人件費に当たる日当は対象外となる。

(議長)

補助金の出し方としては、積算基礎が提出され県がきちんと審査するかたちになるので、その中で人件費が含まれていれば当然カットされることとなる。

(宮地委員)

今回は、委員長の説明で了解したが、次年度以降の考え方になるが、実際にしっかりとしたNPO法人などの市民団体を組織して、しっかりと力にしていこうとした場合、事務局的な機能を持たせ事務局の人件費をどこからか捻出しないと組織は回らない。

今すぐというわけではないが、先々は事務費も人件費も含め、ボランティアを募集したり養成したり、派遣したりという機能を持たせる意味での人件費をどこかで持たないと大きな力にはならないので今後の課題としてほしい。

(議長)

補助金の性格を踏まえながら考えていきたい。NPO法人にせよ補助金を受けるだけの素地をもっていないといけない。来年度以降考えていきたい。貴重な意見をいただきありがたい。次の説明をお願いします。

(林政課長)

[資料1 1 「森林環境教育・普及啓発」の①について説明]

(議長)

市町村合併したので、大きな市町村もあり市町村の要望に全て答えるには大変なことになる。そのため市町村の規模に合わせて上限額を見直したいとのこと。規模だとかはあるのか。

(林政課長)

規模ではなく、上限額そのものを見直したい。要望があったところでできるだけ精査して、妥当性があればできるだけ補助を行っていく。

(高橋委員)

賛成だが、決められた予算があるので県でだいたいの枠を決めたほうがよいのではないかな。

(金子委員代理)

上限をなくすのはいかなものかと思う。ある程度目安的なものは示していく必要がある。

(議長)

森林環境教育に関しては全体の何%にするような決め方はどうか。無制限にしてしまうとこの事業だけ要望が膨らんでしまう。次の説明をお願いします。

(林政課長)

[資料1 1 「森林の公有林化」の①について説明]

[資料1 1 「独自提案事業」の①について説明]

[資料1 1 「その他」の①②について説明]

[資料1 1 「条件不利地の森林整備」の①について説明]

[資料1 1 「水源林機能増進」の①について説明]

(議長)

「水源地域等の森林整備事業」については、対象森林に市長村有林を含めることと、市町村以外が管理する簡易水道施設等も事業対象として認めてほしいとの要望に県としては検討していきたいとの事。植林し過ぎて水が減っているという話は昔よく山の中で聞いた事がある。昔はもっと簡易水道から水が出たと聞いたことがあるので大事な事なのではな

いか。検討していただいて、また審議したい。

市町村からの要望については県に検討していただくという事をお願いしたい。

議題は以上だが、委員のみなさんから他に意見はいかがか。まだ1年目で手探りの部分がある。最初から完璧にというのは難しい。動かしながら改善しながらより良い制度にしていきたい。

それでは、これで「第2回ぐんま緑の県民税評価検証委員会」の議事を終了する。

先ほどお話した協議事項②の「荒廃した里山・平地林の整備「困難地支援」における補助区分の追加」については、県の方で原案ができ次第、委員の皆さまに郵送させていただく。県に意見を提出していただき、色んな意見があった場合には私が県と協議して対応を検討する。

(司会)

以上をもって第2回ぐんま緑の県民税評価検証委員会を閉会する。

次回は3月を予定している。日程は改めて調整する。

(* 15時30分 第2回ぐんま緑の県民税評価検証委員会を終了)